

AM&T アジア・新興国 Legal Update 特別版

トルコにおける労働規制の概要①

トルコにおける労働規制の概要についてご説明します。トルコに進出する際に留意すべきポイントをまとめています。

I 労働に関する法制度

1 法源

トルコ法は大陸法体系(シビルロー体系)を採用している。トルコは憲法で政教分離を規定し世俗主義を採用しているため、法制度にイスラム法の側面はない。法規範の階層は、日本と同様、上から順に憲法、法律、施行令(コミュニケ)となっており、下位の法規範は上位の法規範に違反することはできない。

労働法については、主に、成文法である労働法典(Labour Code)と債務法典(Code of Obligations)に規定されている。労働関係を規律する規範としては、これらの法規範のほか、①労働協約(CBA)、②労働契約、③使用者が制定する内部規則(安全管理規則、ドレスコードなど)、④職場の慣習・慣行、⑤使用者の命令がある。

2 監督官庁・裁判所

労働関係についての監督官庁は労働・社会保障省(Ministry of Labour and Social Security)である。労働訴訟については、地方裁判所に設けられた専門の法廷で、簡易かつ迅速な手続で審理を行うことになっている。

II 労働契約

1 契約期間

労働契約には、期間の定めのある契約と期間の定めのない契約がある。後者が原則であり、期間の定めのある契約の締結は、合理的な必要性がある場合にのみ例外的に認められる。たとえば、建設プロジェクトなど一定の雇用期間が想定されている場合には、期間の定めのある契約とすることが可能であり、かつ、一般的である。

2 試用期間

労働法典の規定により、試用期間は最長で2ヶ月間とされている。ただし、団体協約に規定がある場合には、試用期間を4ヶ月まで延ばすことが可能である。試用期間中は、労働契約の両当事者とも、通知を行ったり補償を支払ったりすることなく契約を終了させることができる。

3 書面による契約

契約期間を1年以上とする有期契約の場合、労働契約は書面で締結する必要がある。期間の定めのない契約の場合には、書面で締結する義務はないが、労働者に対して2ヶ月以内に書面により労働条件を通知しなければならない。もともと、証拠を残すという観点からは常に書面で締結することが望ましい。労働契約についても契約の自由の原則の適用があるが、強行法規の適用を妨げることはできない。なお、労働契約に印紙税その他の公租公課の適用はない。

4 労働時間

労働法典の規定により、労働時間は最大で週45時間とされている。また、1日当たりの労働時間は11時間を超えることができない。さらに、週に1日は休日としなければならない。

時間外労働は、週45時間を超える労働と定義されており、その合計は年間で270時間を超えることができない。時間外労働に対応した時間給は、時間内労働の150%とされている。労働者がこれらの時間外勤務手当に代えて「自由時間」を選択した場合、時間外労働1時間当たり1.5時間の自由時間が付与され、それを6ヶ月以内の勤務日において権利行使することができる。また、休日や祝日に勤務をさせた場合には、時間内労働の場合の200%の賃金を支払わなければならない。なお、270時間までの時間外労働については、労働契約に規定することにより、基本給に含めることが可能である。

5 賃金

労働法典に基づき、労働者の賃金は最低でも1ヶ月に1度、トルコリラで現金で支払われる。賃金額が外国通貨で定められている場合には、トルコリラでそれに相当する金額を支払うことも可能である。なお、労働者が年次有給休暇を取得する場合には、当該休暇期間に対応する賃金を休暇前に前払いする必要がある。

労働契約の両当事者は、最低賃金決定委員会が決定する最低賃金を下回らない限り、賃金額を自由に決めることができる。2013年7月1日から2013年12月31日までの間に適用される最低賃金の額は月額 TL 1,021.50(約5万円)である。

6 年次有給休暇

1年以上継続して勤務した労働者は、年次有給休暇を取得することができる。労働法典に基づく年次有給休暇の日数の下限は、下表のとおりである。労働契約でこれよりも多い日数を定めてもよい。18歳未満及び50歳以上の労働者については、勤続5年未満であっても20日以上となる。なお、勤続年数には、試用期間も含まれる。

勤続年数	1年 - 5年	5年 - 15年	15年以上
有給休暇の日数	14日	20日	26日

7 祝祭日

トルコの国民の祝日(1月1日、4月23日、5月1日、5月19日、8月30日、10月29日)及び宗教上の休日(時期は毎年変動)は休業日となる。労働者はこれらの日の分も含めて賃金を受け取れる。

8 労働契約の条項例

ホワイトカラー従業員との間の労働契約の条項例は以下のとおりである。ブルーカラー従業員との間の労働契約は、通常はこれよりも簡易なものが用いられる。

条項	備考
1 契約期間	期間の定めのない労働契約が原則。有期契約とする場合には、そのようにせざるを得ない理由を記載。
2 従業員の義務	法令・内部規則等の遵守、職務命令に従った業務の遂行、忠実義務、職務専念義務など。
3 権限・決裁者	決裁者又はその役職名を明記する場合もある。
4 就業時間	基準労働時間は1週間当たり45時間。
5 就業場所	都市名・部署名。異動の有無・範囲。出張命令に応じるべき旨。
6 賃金	① 賃金額(額面金額)及び支払日 ② 賃金額の変更時期 ③ 一定の時間外手当が賃金に含まれる旨
7 福利厚生	健康保険、生命保険など。
8 必要経費の支払	労働者が立て替えた業務上の必要経費を使用者が支払うべき旨。
9 年次有給休暇	法定の日数を下回ることはいできない。
10 守秘義務	
11 競業避止義務	義務の内容については、競争法による制限あり。
12 契約の終了	
13 言語	トルコ語での契約作成・締結が必須。2ヶ国語で作成した場合には、トルコ語版を優先させる必要がある。

Ⅲ 社会保障制度

全ての労働者は社会保障制度によってカバーされる必要があり、彼らの分の掛金は使用者によって支払われる必要がある。法律の規定により、労働者は勤務開始時に社会保障制度の適用を受けることになり、同時に労働者及びその使用者の権利義務が開始する。使用者は、雇用開始日前に、社会保障庁(SSI)に当該労働者についての届出を行う必要がある。

社会保障制度に基づき、業務災害・疾病、失業、医療、出産、後遺症、老後及び死亡について手当・保険金が支払われる。標準的な水準の医療にかかるほぼ全ての費用についてもこの制度によりカバーされることになる。掛金額は、額面給与の一定割合として計算され、使用者・労働者の双方により支払われる。具体的には、労働者の額面給与の14%が労働者負担、20.5%が使用者負担となっている。この他に、失業保険の保険料として、額面給与の1%が労働者により、2%が使用者により支払われる。これらの労働者負担分についても、使用者がまとめて社会保障庁に支払う実務になっている。

2013年10月現在、日本とトルコの間に社会保障協定はないが、2012年2月から二国間協議が行われており、近い将来二国間協定が締結される可能性がある。協定が発効した場合には、日本人労働者は、社会保障庁に通知したうえで選択的に日本の社会保障制度への加入を継続することも可能となる。

同じく社会保障庁によって規制されている年金制度に基づき、労働者、自営業者及び公務員は、一定の条件を満たした場合に退職年金又は一時金(以下「退職年金等」という。)の支払いを受けることができる。2035年12月31日までの間、退職年金等の受給開始年齢は、女性については58歳、男性については60歳となっている。退職年金等を受給するためには、自営業者及び公務員については9000日間、労働者については7200日間、制度に加入し掛金を支払ったことが条件となる。受給開始年齢は2036年1月1日以降徐々に上がり、2048年1月1日以降は男女共に65歳となる。障害者や障害を持つ子供の親などについては、異なる条件が適用される。

上記の社会保障制度に加えて、労働者は、年金会社が運営している年金保険に加入することもできる。また、使用者も、自らの裁量により、労働者を受給者とする年金保険に加入することができる。この年金保険は、最近トルコに導入されたもので、労働者に対して老後の備えた貯蓄と投資の手段を提供することを目的としている。年金保険の積立金についても、退職年金又は一時金として受け取ることが可能である。もともと、この年金保険は、既存の社会保障制度の代替となるものではなく、それに加入したからといって、社会保障制度上の義務を免れることはできない。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 山神 理

michi.yamagami@amt-law.com

弁護士 龍野 滋幹

shigeki.tatsuno@amt-law.com

弁護士 宮 健太郎

kentaro.miya@amt-law.com

Paksoy

弁護士 Selen Terzi Özsoylu

sterzi@paksoy.av.tr



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。

お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 山神 理(michi.yamagami@amt-law.com)、龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)又は宮 健太郎(kentaro.miya@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますようお願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、当事務所トルコデスク(Turkey_desk@amt-law2.com)までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

CONTACT INFORMATION



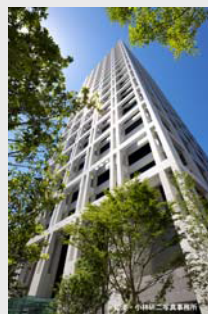
Paksoy

Sun Plaza, Bilim Sokak No:5 Kat:14
34398 Maslak, Istanbul / Turkey

Tel: +90-212-366-47-00

Email: contact@paksoy.av.tr

URL: <http://www.paksoy.av.tr/>



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー22 階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>